

介護 なんでも 相談室



松永安優美 まつながあゆみ
栃木県出身、内科医。埼玉医科大学卒。同大付属病院を経て実家の松永医院に勤務。平成3年から特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホームなどを設立。現在、医療法人「聖生会」理事長、社会福祉法人「裕母和会」会長として、医院と8つの介護施設を運営している。

Q 65歳で妻と二人暮らしです。子供はいません。リタイア後はのんびり年金生活ができると思っていましたが、3カ月前、2歳年下の妻が階段から転落し、腰の骨を折る大けがを負い、以来、車椅子生活になっていきます。身障者手帳をもらい、医療費はほとんどかかりませんが、ベッドへの移動、トイレの世話など日々の自宅介護に疲れています。介護ヘルパーなども利用していますが、妻は私の苦勞を察して、介護施設に入ると言い出しています。介護施設に入るといいのでしょうか？

A お子さんがいなさのサービスのこと。主ス、さ

人の大変さはよらに施設入所などのサーク理解できます。奥様もビスを受けることが可能それを見かねて、自分はその利用を増やしたり、施設に入ると切り出したのせよ。とくに女性デイサービスを利用したは、ご主人にトイレのせり、ご主人が何らかの用話をしてもらうことに負事がある時には、ショールイ目を感じるようす。トステイを利用するなども、車椅子生活の奥様公的サービスを組み合わと会話したり、一緒にテレビを見て笑うこともあ受けながら生活することるのではないでしょう

か。そういう穏やかな時間があるのなら、ご主人の精神的身体的負担を軽くすることで、自宅が、奥様が施設に入っています。二重生活になるよりは、

現在利用されているヘルパーは、公的サービスです。公的サービスとではよいか。奥様は63歳ですから、介護保険を受けるには40歳〜64歳の方は特定疾患でないを受けられません。しかし、奥様は外傷が原因なので障害者自立支援法という制度によって、デイサービスやショートステイ、ヘルパーの利用（居宅で体の状態に応じて、入浴、食事、排せつの介護、調理、洗濯、掃除等の家事

